

議案第 32 号

西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見決定
の件

西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見につい
て、別紙のように決定する。

令和元年 8 月 7 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

(別 紙)

西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和元年8月7日

西宮市教育委員会

西宮市学校施設使用料条例の一部を改正する条例

西宮市学校施設使用料条例（昭和50年西宮市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第2条第1項第1号」を「第2条」に改め、同表備考中「本表」を「この表」に改める。

別表第2中「第2条第1項第2号」を「第2条」に、「午後および」を「午後及び」に、

13,900 円	18,500 円	13,900 円	32,400 円	32,400 円	46,200 円
1,200 円	1,600 円	1,200 円	2,800 円	2,800 円	4,000 円
1,600 円	2,200 円	1,600 円	3,800 円	3,800 円	5,400 円

を

17,400 円	23,200 円	17,400 円	40,500 円	40,500 円	57,800 円
1,500 円	2,000 円	1,500 円	3,500 円	3,500 円	5,000 円
2,000 円	2,800 円	2,000 円	4,800 円	4,800 円	6,800 円

に改め、同表備考第1項中「本表」を「この表」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「第2項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 附属施設使用料は、委員会規則で定める。

付 則

- この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(参考)

○提案理由

西宮市施設使用料指針の策定に伴い西宮市立西宮東高等学校ホール、会議室及び学習室兼会議室の使用料の改定を行うため。

西宮市学校施設使用料条例 新旧対照表

案

正

改

別表第1 (第2条第1項第1号関係)

別表第1 (第2条関係)

(表略)

(表略)

備考 使用者が市外居住者である場合の使用料は、本表に規定する額の倍額とする。

備考 使用者が市外居住者である場合の使用料は、この表に規定する額の倍額とする。

別表第2 (第2条第1項第2号関係)

別表第2 (第2条関係)

区分	午前	午後	夜間	昼間	午後および夜間	全日
ホール	午前9時から正午まで 13,900円	午後1時から午後5時まで 18,500円	午後6時から午後9時まで 13,900円	午前9時から午後5時まで 32,400円	午後1時から午後9時まで 32,400円	午前9時から午後9時まで 46,200円
会議室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
学習室兼会議室	1,600円	2,200円	1,600円	3,800円	3,800円	5,400円

西宮東高校ホール

区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
ホール	午前9時から正午まで 17,400円	午後1時から午後5時まで 23,200円	午後6時から午後9時まで 17,400円	午前9時から午後5時まで 40,500円	午後1時から午後9時まで 40,500円	午前9時から午後9時まで 57,800円
会議室	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500円	5,000円
学習室兼会議室	2,000円	2,800円	2,000円	4,800円	4,800円	6,800円

西宮東高校ホール

備考

備考

1 使用者が市外居住者である場合の使用料は、本表に規定する額の倍額とする。

1 使用者が市外居住者である場合の使用料は、この表に規定する額の倍額とする。

2 ホールの舞台部分を準備のために使用するとき、当該使用区分に係る使用料の

2 ホールの舞台部分を準備のために使用するとき、当該使用区分に係る使用料の3

3割の額を徴収する。

割の額を徴収する。

現

行

改

案

- 3 ホールを練習のために使用するとき、当該使用区分に係る使用料の7割の額を徴収する。
- 4 ホールは、1時間に限り使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合において、超過し、又は繰り上げた時間のいずれかが30分を超えるときは使用許可区分に係る使用料を当該時間数で除して得た金額を徴収する。
- 5 冷暖房使用料および付属施設使用料は、委員会規則で定める。
- 6 第2項から前項までの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。
- 7 特別に電気その他を使用するとき、実費を徴収する。

付則

(中略)

- 3 ホールを練習のために使用するとき、当該使用区分に係る使用料の7割の額を徴収する。
- 4 ホールは、1時間に限り使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合において、超過し、又は繰り上げた時間のいずれかが30分を超えるときは使用許可区分に係る使用料を当該時間数で除して得た金額を徴収する。
- 5 前3項の使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。
- 6 付属施設使用料は、委員会規則で定める。
- 7 特別に電気その他を使用するとき、実費を徴収する。

付則

(中略)

付則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。